

# 田辺市が平成29年3月24日から景観行政団体となります

和歌山県 都市政策課  
田辺市 都市計画課

## ○田辺市が景観行政団体となります。

田辺市は、景観法に基づく景観行政団体移行への手続を進めてきましたが、このたび県との協議が終了し、平成29年3月24日に景観行政団体となります。併せて、市独自の景観を保全、創り、次代に継承するため、景観まちづくりの理念や市、市民、事業者の責務、景観計画の策定手続に関する事項などをまとめた「田辺市景観条例」の策定も進めています。

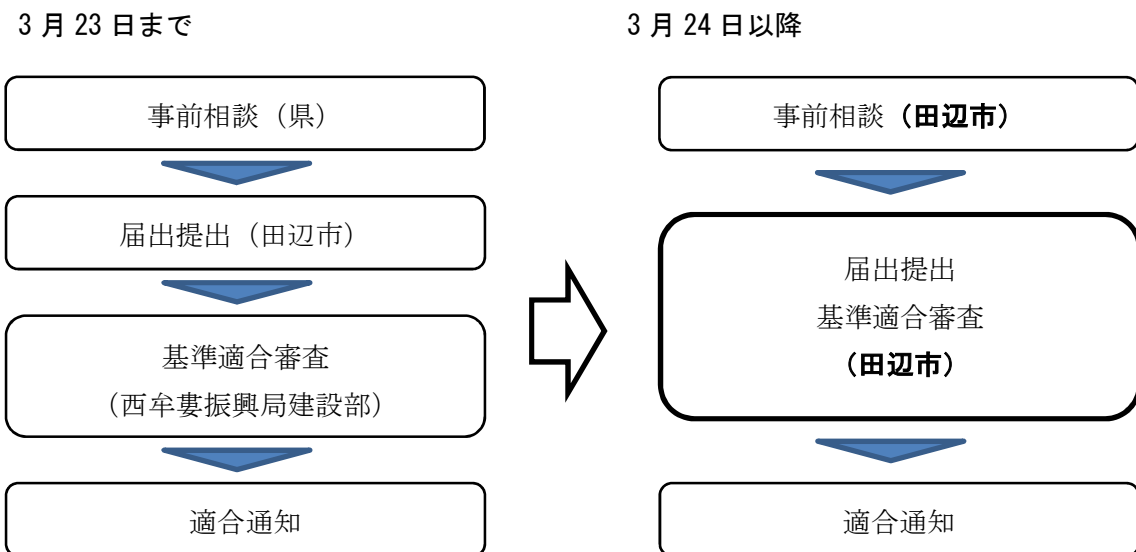
### ●景観行政団体とは

景観法に基づき、良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体のこと。

## ○田辺市の区域内における景観法に基づく行為の届出先が変わります。

田辺市が景観行政団体となるに伴い、田辺市の区域内における景観法に基づく行為の届出先が、和歌山県知事から田辺市長となります。なお、田辺市独自の景観計画を策定し施行するまでの期間は「和歌山県景観計画」を田辺市が運用することとなります。

### ●平成29年3月24日以降の景観法に基づく行為の届出フロー



## ○田辺市は、独自の景観計画の策定を進めています。

田辺市は、景観計画の策定に向けた作業を進めています。景観計画が策定されれば公表します。

### 問い合わせ先

和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課 TEL:073-441-3228

和歌山県 西牟婁振興局 建設部 総務調整課 TEL:0739-26-7921

建築課 TEL:0739-26-7922

田辺市 建設部 都市計画課 TEL:0739-26-9937